

議案第 7 号

令和 8 年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選  
抜方針について

令和 8 年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針に  
ついて、別紙のとおり議決を求めます。

令和 7 年 2 月 1 3 日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹



# 令和8年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針

## 1 基本方針

鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。

鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

## 2 出願資格

障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

### （1）幼稚部

3歳児、4歳児又は5歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあっては、4歳児又は5歳児とする。

### （2）高等部

次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 令和8年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

### （3）専攻科

次のいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者又は中等教育学校の後期課程を修了した者

イ 令和8年3月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当する者

## 3 鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）の入学者募集

特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

### （1）出願期間

令和8年2月16日（月）から同月18日（水）まで

受付時間は、令和8年2月16日（月）及び同月17日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、同月18日（水）は午前9時から正午までとする。

### （2）検査実施期日

令和8年3月5日（木）

なお、検査当日、インフルエンザ感染等やむを得ない理由で欠席した場合は、該当の特別支援学校長が別に日程を定めて諸検査等を実施する。

### （3）検査内容

| 学 部 及 び 学 科                | 検 査 内 容                                    |
|----------------------------|--------------------------------------------|
| 鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚部  | 面接及び行動観察                                   |
| 高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。） | 諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接 |

### （4）入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。

### （5）入学候補者の発表

令和8年3月16日（月）

#### 4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科の入学者選抜

##### (1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

##### ア 出願期間

令和8年2月16日（月）から同月18日（水）まで

受付時間は、令和8年2月16日（月）及び同月17日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、同月18日（水）は午前9時から正午までとする。

##### イ 検査実施期日

令和8年3月5日（木）

なお、検査当日、インフルエンザ感染等やむを得ない理由で欠席した場合は、鳥取県立鳥取盲学校長が別に日程を定めて諸検査等を実施する。

##### ウ 検査内容

学力検査・適性検査・面接

##### エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

##### オ 合格発表

令和8年3月16日（月）

##### (2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

##### ア 出願期間

令和8年3月19日（木）及び同月23日（月）

受付時間は、令和8年3月19日（木）は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日（月）は午前9時から正午までとする。

##### イ 検査実施期日

令和8年3月25日（水）

##### ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

##### エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

##### オ 合格発表

令和8年3月26日（木）

#### 5 配慮事項

##### (1) 検査にあたっての配慮

障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。また、日本語指導が必要な海外帰国生徒、外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校等と連携を図り、適切に対応する。

##### (2) 選抜にあたっての留意事項

選抜にあたっては、過年度中学校等卒業者、障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒及び中学校等における長期欠席等の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

#### 6 その他

(1) 鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び入学者選抜の詳細については、県教育委員会が別に定める。なお、感染症の感染拡大や自然災害等により、方針を変更する場合もある。

(2) 鳥取県立特別支援学校長は、高等部に入学を希望する者を体験入学に必ず参加させること。